

塩竈市高齢者等配食サービス事業について

心身の障がいや疾病などで調理が困難な高齢者等に、市が委託した事業者が食事を自宅まで配達します。

栄養バランスのとれた食事の提供のほか、配達時に安否確認も併せて行います。

≪事業の対象となる方※≫

- ①おおむね65歳以上の一人暮らしの方
- ②おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の方※
- ③40歳~64歳の方で、特定疾病と認められる方※
- ※配偶者または同居者に障がいまたは疾病があり、食に関する支援を受けることが 困難な方。
- 上記の①~③のいずれかに該当し、
- ・心身の障がいおよび疾病等の理由により、食事の調理が困難で栄養改善が必要な方
- 75歳以上で認知機能の低下等により見守りが必要な方、又は栄養改善が必要な方

■回数

- ・週2回まで(月~金曜日から希望日を選択)※年末年始を除く
- ・昼食 または 夕食 のいずれかを選択

■費用

- ・弁当1食に対して、市が350円を助成します。
- 差額分を直接業者へお支払いください。

〈委託業者〉

①宅配クック123 仙塩店 電話:022-766-8941

②ライフデリ 仙台・仙塩店 電話:022-290-9929

③愛さんさん宅食 電話:022-366-8813

問い合わせ先

塩竈市高齢福祉課地域支援係(塩竈市本町1-1 壱番館1階)

電話:022-364-1204

※サービス利用の流れは裏面をご確認ください。



≪サービス利用の流れ≫



【相談】

- ・窓口または電話にて、利用者本人の基本情報を確認。
- 該当となりそうな場合、後日、担当職員が自宅訪問等により、利用者本人の生活状況について調査。



※相談~申請まではお時間がかかりますので予めご了承ください

【サービスの申請および決定】

- ・調査の内容を総合的に判断し、サービスの可否を決定する。
- サービス利用が該当の場合⇒「高齢者等配食サービス決定通知書」を送付 サービス利用が非該当の場合⇒「高齢者等配食サービス却下通知書」を送付



【サービスの利用】

- •月~金曜日まで、週1~2回、昼食又は夕食のどちらかを選択
- 年末年始(12月29日~翌年1月3日までの間)を除く

【サービスの変更】

- ・利用者の状況が変化した、曜日を変更したい、業者を変更したい等の理由によりサービス内容を変更する場合は、「高齢者等配食サービス変更申請書」を提出する。 ※メニュー変更の場合は、変更申請不要。直接事業所へ連絡する。
- 申請の内容を確認し、サービス内容の変更の可否を決定する。
- ・ 変更が可能⇒「高齢者等配食サービス変更通知書」を送付

【サービスの終了・中止】

次のいずれかに該当する方は、翌日から利用できないため「高齢者等配食サービス異動 届」を提出する。

- (1) 利用者が死亡または転出(施設への入所等)
- (2) 長期(1か月以上)の入院
- (3) 利用対象者の条件を満たさなくなった
- (4) その他何らかの理由で中止を希望する